同　青森簡易裁判所判事に補する　鈴木　雅人
同　鰺ヶ沢簡易裁判所判事に補する　齋藤　健一
同　函館簡易裁判所判事に補する　小松　貢
同　旭川簡易裁判所判事に補する　桐　忠裕
同　帯広簡易裁判所判事に補する　新見　賢一
同　高松簡易裁判所判事に補する　森山　政明
同　兼ねて土庄簡易裁判所判事に補する　萩原　高徳
同　徳島簡易裁判所判事に補する　三木　健治
同　美馬簡易裁判所判事に補する　加藤　雅寛
同　兼ねて徳島池田簡易裁判所判事に補する　井出　正弘
同　兼ねて徳島簡易裁判所判事に補する　川瀬　孝史
同　中田　千孝　松長　一太
同　松山簡易裁判所判事に補する　村井壯太郎　毛利　友哉
同　安部　利幸
横浜簡易裁判所判事に補する（各通）　多々良周作
同　さいたま簡易裁判所判事に補する　甲斐　雄次
同　千葉簡易裁判所判事に補する（各通）　矢野　紀夫
同　高橋　祐喜　棚井　啓
同　石川　慧子　馬場　崇
同　寺村　隼人　村瀬　洋朗
同　平野　佑子
大阪簡易裁判所判事に補する（各通）　森里　紀之
同　京都簡易裁判所判事に補する　橋口　佳典
同　鹿児島簡易裁判所判事に補する　佐藤　彩香
同　仙台簡易裁判所判事に補する　諸徳寺聡子
山形地方裁判所判事補兼山形家庭裁判所判事補・山形簡易裁判所判事
千葉地方裁判所判事補に補する
兼ねて千葉家庭裁判所判事補に補する
千葉簡易裁判所判事に補する

東京簡易裁判所判事　石堂　和清
千葉簡易裁判所判事に補する　遠藤　鈴枝
同　須崎簡易裁判所判事に補する
兼ねて中村簡易裁判所判事に補する　松原　義昭
東京高等裁判所民事首席書記官　小林　進
官　猛
最高裁判所大法廷首席書記官を命ずる　望月
横浜家庭裁判所家事首席書記官　野上　康雄
東京高等裁判所民事首席書記官を命ずる　加藤　裕之
さいたま家庭裁判所家事首席書記官を命ずる　西澤　光男
横浜家庭裁判所家事首席書記官を命ずる　小野里準一
水戸家庭裁判所事務局長を命ずる　紫藤　良一
千葉地方裁判所事務局長　大田　浩司
最高裁判所事務総局人事局参事官　五十嵐　満
水戸地方裁判所事務局長　中田　康夫
最高裁判所事務総局人事局職員管理官を命ずる　坂田　知久
千葉地方裁判所事務局長を命ずる　太田　雅夫
最高裁判所事務総局人事局参事官　田島　克彦
最高裁判所事務総局人事局職員管理官を命ずる　宮治　芳雅
広島高等裁判所事務局長　赤澤　史生
最高裁判所事務総局人事局人事課長　宇留川千秋
最高裁判所事務総局人事局職員
司法研修所事務局経理課長
水戸地方裁判所事務局長を命ずる
横浜家庭裁判所事務局長
裁判所職員総合研修所事務局長を命ずる
司法研修所事務局経理課長
水戸地方裁判所事務局長を命ずる
横浜家庭裁判所事務局長
東京地方裁判所事務局長を命ずる
静岡家庭裁判所事務局長
横浜家庭裁判所事務局長を命ずる
東京高等裁判所刑事次席書記官
静岡家庭裁判所事務局長を命ずる
静岡地方裁判所事務局長
東京地方裁判所民事首席書記官を命ずる
前橋地方裁判所事務局長
静岡地方裁判所事務局長を命ずる
長野地方裁判所民事首席書記官
前橋地方裁判所事務局長を命ずる

前橋家庭裁判所事務局長　鈴木　紅
千葉地方裁判所民事首席書記官を命ずる　浅野　一夫
東京第一検察審査会事務局長
前橋家庭裁判所事務局長を命ずる
さいたま地方裁判所主任書記官　木村　孝二
最高裁判所判事近藤崇晴付秘書官を命ずる　白崎　省吾
大阪高等裁判所刑事首席書記官を命ずる　澤　明憲
神戸家庭裁判所事務局長　新津　隆弘
大阪家庭裁判所事務局長を命ずる　藤田　敏之
和歌山地方裁判所事務局長　谷野　淳
大阪地方裁判所事務局長を命ずる　小林　幹典
広島地方裁判所事務局長　藤井　亨
広島高等裁判所事務局次長を命ずる　荒木幸一郎
松江地方裁判所事務局長　高田　和夫
松山地方裁判所事務局長を命ずる　與那覇朝則
広島高等裁判所会計課長　小野寺宏一
大分家庭裁判所事務局長　本郷　光彦
大分家庭裁判所民事首席書記官　川崎　悦子
那覇地方裁判所事務局長　落合　卓
那覇地方裁判所民事首席書記官
青森家庭裁判所事務局長
高松家庭裁判所事務局次長
高松高等裁判所事務局長
高松地方裁判所刑事首席書記官
盛岡地方裁判所民事首席書記官
青森家庭裁判所事務局長を命ずる
高松家庭裁判所事務局長を命ずる
東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官
最高裁判所事務総局家庭審議官を命ずる（以上八月一日）

○任期終了退官
簡易裁判所判事三浦義昭、同岡田功及び同古川晴海は七月三十一日限り任期終了

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ハンガリー国大統領シュミット・パール閣下の大統領就任につき、八月六日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ポーランド国大統領ブロニスワフ・コモロフスキ閣下の大統領就任につき、八月六日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、八月七日コートジボワール国の独立記念日につき、同月六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、八月九日シンガポール国の国祭日につき、同月六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答電

天皇陛下から七月二十二日エジプト国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同月二十七日御答電があった。

天皇陛下から七月二日アメリカ合衆国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同月二十九日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

人事院公示第13号

人事院は、人事院規則2－4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、平成21年人事院公示第8号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成22年8月10日

人事院総裁　江利川　毅

1　前書き中「、人事院規則8－12」の次に「（職員の任免）の一部を改正する人事院規則8－12」を加える。

第2項第2号中(1)の次に（1の2）として次のように加える。

（1の2）　第4条第13号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官職について定めること。